

いつ避難すればいいの？

災害の発生が差し迫り避難が必要になった場合には、町より、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令されます。

お知らせ方法は、防災行政無線、メールマガジン（次ページ参照）、テレビ神奈川データ放送、消防団・警察・自主防災組織・近隣住民などによる声掛けなどが行われています。

避難の ススメ！

避難勧告等が発令されていない状況でも気象状況等により事前に避難所を開設する場合があります。

例え避難情報が出ていなくても事前に準備をして自主的な避難をすることを心掛けてください。

どこに避難したらいいの？

発生する災害種別に対して避難が必要な場合には、町が指定している避難場所へ避難します。ただし、既に周辺で災害が発生している場合など、避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行います。

【近隣の安全な場所】：町が指定している避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物など

【屋内安全確保】：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

- 避難が必要な場合は想定される災害に対応した町が指定している避難場所へ避難する
- 町が指定している避難場所への避難が危険な場合は、近隣の安全な場所や建物のより安全な部屋などへ移動する

早め早めの避難を行うために

適宜適切な避難を行うために、家族や地域で危険な場所や避難経路を確認しましょう。

自然災害に対しては、自らの判断で避難行動をとることが原則です。

町では、災害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる災害種別に対応した区域を示して避難勧告等が発令します。

自宅や学校・職場等にはそのような危険があるのか、町が指定している避難場所はどこなのか等について、ハザードマップなどであらかじめ確認・認識しておき、いざという時の避難行動について考えておきましょう。

出典 首相官邸ホームページ・内閣府防災ホームページ（一部加工しています）



9月4日(火) 箱根町総合防災訓練

9月1日は防災の日です。地域の防災活動に積極的に参加し避難場所や避難経路の確認をしましょう。またこの機会に改めて身の回りの確認をし、災害対策をしっかりと行いましょう。

地震災害・津波災害・台風災害、近年は台風に起因しない豪雨災害も多く発生しています。人間は経験を基に様々な予測をして日々過ごしています。今まで起こらなかったから、今回も大丈夫だろう…このくらいなら平気だろうとどうしても思ってしまうかもしれません。これは避難を遅らせてしまう原因です。

また、普段と違う事を行うことは大きな勇気と行動力が必要になってきます。災害時に今まで行ったことの無い避難場所やそもそも避難場所を知らないという状況は、心に少しの不安と行動の遅れを生じさせます。

だからこそ事前の訓練は大変有効であり、またそれが、早めの避難へとつながっていきます。避難が遅れると、想定した避難経路自体が使えないこともあり、いざとなった時に迅速な行動がとれるかどうか、自分や家族、地域の方々を守るためにはどうしたら良いか、考える機会としてください。